京都市東北部クリーンセンター
持込みごみプラットホーム監視カメラ設備
整備委託

委託仕様書

令和８年１０月

京都市環境政策局適正処理施設部施設整備課

－　目　次　－

第１　一般事項
１　委託業務等名
２　履行場所
３　履行期間
４　用語の定義
５　業務の概要
６　関係法令等の遵守
７　費用の負担
８　支給品等
９　現場代理人及び安全管理者
10　業務管理
11　安全管理
12　材料の規格
13　提出書類
14　履行確認等
15　支払い条件
16　秘密の保持
17　疑義等
18　環境マネジメントシステム

第２　委託内容
１　監視カメラ設備

様式１～６

委　託　仕　様　書

環境政策局適正処理施設部施設整備課
（担当　岩﨑、岡田　電話 222-3972）

第１　一般事項

１　委託業務等名

京都市東北部クリーンセンター持込ごみプラットホーム監視カメラ設備整備委託

２　履行場所

京都市左京区静市市原野町１３３９番地
京都市東北部クリーンセンター

３　履行期間

契約の日の翌日から令和９年２月２８日まで
ただし、詳細工程は、協議により決定するものとする。

４　用語の定義

⑴　監督員

監督員とは、本市が本委託業務等について選定した総括監督員、主任監督員及び担当監督員を称していう。特に本市が提示しない場合は次のとおりとする。

ア　総括監督員　適正処理施設部　施設整備課長
イ　主任監督員　適正処理施設部　施設整備課　施設係長
ウ　担当監督員　適正処理施設部　施設整備課　係員

⑵　承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。

⑶　指示

指示とは、監督員が受注者に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

⑷　協議

協議とは、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

⑸　施設名称

当施設とは、京都市東北部クリーンセンターをいう。

⑹　使用機器等

使用機器等とは、本委託業務等対象機器において、新たに設置の必要がある機器又は部品、その消耗品等をいう。

⑺　整備

整備とは、本委託業務等対象機器の機能を損なうことなく正常に稼動させるために、使用機器等の設置及び機器の清掃、点検、調整を行うことをいう。

⑻　点検

点検とは、本委託業務等対象機器の機能を損なうことなく正常に稼動させるために、必要な項目及び関係法令等で定められた項目について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいう。

⑼　書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

5　業務の概要

本委託業務等は、東北部クリーンセンターの持込ごみプラットホーム監視カメラ設備について、本仕様書に基づき必要な整備、試運転調整及び提出書類の作成等を行うものである。整備内容の詳細は、「第２　委託内容」によるものとする。

6　関係法令等の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本委託業務等に関係するその他の関係法令等を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

本委託業務等の履行期間中に、新たな関係法令及び通達等が施行され、業務内容を変更する必要が生じた場合は、協議し決定するものとする。

7　費用の負担

⑴　整備等

本委託業務等対象機器の整備、試運転調整、法定検査、提出書類の作成等に必要な費用は受注者の負担とする。

⑵　届出、法定検査等

業務の履行に当たり、関係官公署及び電気事業者等への届け出が必要なものについては、受注者の負担にて書類の作成及び届出手続き等を行うこと。ただし、法定検査等の受検費用は本市の負担とする。

⑶　特許

特許技術等の特殊技術の使用に係る費用は受注者の負担とする。

⑷　保証

履行期間の完了後１年間は、委託業務等対象機器の性能を保証するものとし、この期間中に履行不備によって発生した不具合の修復に係る費用は、受注者の負担とする。

8　支給品等

⑴　電力、用水

業務に必要な電力及び用水は、本市が無償にて支給する。支給に当たっては、事前に監督員の承諾を得るとともに、監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、本市は支給をやめることが出来る。

⑵　事務所

事務所の貸与は行わない。業務を円滑に進めるため、必要な場合は受注者にて用意する

こと。

⑶　支給品

本市から支給品がある場合は、「第２　委託内容」に記載の交換部品等に市支給と記す。

⑷　支給品の管理

支給品は、受注者の責任において管理すること。管理及び整備の不良により使用不能となった場合は、受注者の負担にて再調達するものとする。

⑸　使用機器等

「第２　委託内容」に記載の使用機器について、契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責に帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、監督員の承諾を得たうえで当該品番と同等以上の機能を有すると認められる継品番又は上位品番を代替品番として納品することができることとする。

⑹　工具類

工具類は、原則として貸与しない。

９　現場代理人及び安全管理者

受注者は、現場代理人及び安全管理者を自社社員から選任し、監督員の承諾を得ること。現場代理人及び安全管理者を変更したときも同様とする。

⑴　現場代理人（資格要件なし）

現場代理人は、本委託業務等の履行に関し、運営、取締りを行う他、受注者の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

現場代理人は、整備作業の期間中、履行場所に常駐し円滑な業務の進行を図ること。ただし、現場代理人の現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると監督員が認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととする。

また、整備作業以外の期間においても、監督員の指示があった場合は、速やかに対応すること。

⑵　安全管理者

安全管理者は、本委託業務等において、安全対策を講じるものとする。

業種及び規模にかかわらず、安全管理者を選任すること（資格要件なし。）。

なお、政令で定める業種及び規模に該当する場合は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、安全管理者を選任すること。

１０　業務管理

⑴　運転等への支障

受注者は業務履行に当たり、本市の運転、保守管理業務に支障を与えないこと。

⑵　施設停止期間の短縮

業務履行に当たり、当施設の全部又は一部を停止する必要が生じた場合は、受注者は最短の停止期間で業務を履行できるよう計画し、監督員の承諾を得ること。

⑶　停電

受注者は、停電の日程を事前に監督員に確認し、対応すること。

⑷　他の整備、点検等との調整

他の整備及び点検等と作業範囲や工程等が競合する場合は、十分に調整を行うこと。

⑸　連絡、報告

現場代理人は、監督員に当日の作業開始前に作業予定の連絡を行い、作業終了後に作業報告を行うこと。また、業務の進ちょく状況を、逐次監督員に報告すること。

⑹　資格、免許

資格、免許等を必要とする業務については、当該業務の期間中、有資格者を配置すること。

⑺　車両

入場する車両については、当施設の運営に支障がないように留意すること。

駐車車両には、車外から確認できる位置に、委託業務等名及び受注者名を記入した札等を置くこと。また、業務履行のために駐車場以外に駐車する必要がある場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

⑻　作業時間

作業時間は、原則として午前９時から午後５時までとする。ただし、作業工程等の都合により、監督員が承諾した場合は、この限りではない。

⑼　服装

受注者及び再委託業者名が判断出来る服装にて作業を行うこと。

⑽　原状復旧

受注者は、整備作業終了に際して、本委託業務等対象機器及び周辺の後片付け清掃、原状復旧及び安全確認を行い、監督員の確認を受けること。

⑾　廃材処分

業務の履行に伴い発生する廃材は、関係法令等に従い適切に処理すること。ただし、監督員の指示するものは、指定する場所に保管すること。

11　安全管理

⑴　安全管理、災害予防

安全管理者は、安全管理、災害予防に万全を期すよう留意すること。

⑵　安全教育

安全管理者は、従事者に対して必要な安全教育を実施し、その結果を記録すること。監督員の指示があった場合は、安全教育の実施記録を提出すること。

⑶　従事者の指導

安全管理者は、施設内の立入禁止、火気厳禁、使用禁止、保護具着用等の指定場所における指示事項等を厳守するように、従事者を指導しなければならない。

⑷　安全計画書

安全管理者は、現場代理人と共に整備作業、仮設、搬入・搬出等に関する安全対策を、安全計画書にとりまとめ、整備作業着手前に監督員に提出すること。

⑸　使用機器等

安全管理者は、使用機器、部材、仮設構造物、道工具類等について、使用前に安全性等を確認すること。

⑹　漏電保護

当施設のコンセント電源を利用する場合は、漏電保護機能付の安全装置を取付けること。

⑺　他委託業者との調整

安全管理者は、他の委託業者等とともに十分に調整、協力し、安全対策に努めること。

⑻　災害発生時の措置

万一、災害が発生した場合、安全管理者は、被害状況、原因及び対応を監督員に報告し、必要に応じて安全計画書を見直し、再提出すること。

12　使用機器、部材の規格

使用機器及び部材は、日本産業規格（ＪＩＳ）に適合したものであること。ただし、監督員の承諾したものについてはこの限りではない。

13　提出書類

受注者は、次の⑴～⑷の各段階で次に掲げる書類を（部数指定の場合を除く。）各１部提出すること。監督員の承諾を要する場合は、書類の表紙に監督員の押印欄を設けること。

書類は、表紙、目次及びそれに対する仕切りカード等を入れ見やすく整理すること。

また、提出書類を全て格納できるＡ４パンチファイルを業務着手前に提出するものとし、Ａ４パンチファイルの表紙及び背表紙には、委託業務等名及び受注者名を明記すること。

以後の各段階での書類の提出方法についてはパンチ穴を開けた状態（請求書は除く）で封筒、クリアファイル等を用いること。

なお、書類の量が多い場合は分冊も可とするが、極力両面印刷し紙の使用量の削減を行うこと。

⑴　業務着手前

契約後、速やかに次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア　現場代理人、安全管理者通知書・変更通知書（様式１）

イ　現場代理人、安全管理者経歴書（様式２）

ウ　予定工程表（様式３）

調査、設計、機材調達、整備、報告書作成等に要する期間や、法定点検及び監督員による履行確認の予定を記載すること。

エ　体制表（緊急連絡先及び再委託先がある場合はそれを含む。）（様式４）

オ　労災保険への加入を証明する書類

（書類の発行までは、発行元への申請書等を提出すること。）

カ　資格、免許等の写し

資格、免許等が必要な作業がある場合は、該当作業の従事者の該当作業に関する資格、免許等の写しを提出すること。

キ　再委託承諾申請書（該当がある場合）（様式５）

再委託承諾申請書には、次の書類を添付すること。

⑺　履行能力を証明する書類

再委託する業務内容に、技術条件が付されている場合及び資格、免許等が必要な場合は、履行能力を証明する書類として、資格、免許等の写しを提出すること。

⑷　履行の質を担保する書類

過去の同種整備の履行実績を確認できる書類を提出すること。

⑵　整備作業着手前

整備作業着手前に次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア　整備計画書

整備計画書は、整備内容を文書化したもので、以下の資料によって構成される。

⑺　整備要領書

「第２　委託内容」の項目ごとに具体的な点検整備方法等をまとめたもの。

⑷　使用機材等仕様書

整備に使用する機器、部材等について、メーカ、型番、材質、形状、数量等の部品の仕様を特定するための情報を明らかにしたもの。

⑼　仮設計画書

⑽　搬入、搬出計画書

⑾　安全計画書

労働災害防止のため、危険有害要因等（法令等で定められていないものを含む。）をリストアップし、災害防止のために実施する内容をまとめて、提出すること。

⑿　⑺から⑾に関する図面

⑶　整備作業中

整備作業中に次の書類を提出すること。

ア　週間作業予定表

日曜日から土曜日までの１週間の作業予定表を作業予定週の前の週までに提出すること。整備期間が１週間を超える場合は、その都度、提出すること。

イ　作業日報（予定・実績）

作業予定及び実績（作業内容及び人工数）を各々１日分記した作業日報を作成し、作業日報（予定）は作業予定日の朝までに、作業日報（実績）は作業実施後速やかに提出すること。

ウ　履行確認要領書

監督員の指示により中間履行確認を行う場合及び業務完了時履行確認の際には、事前に履行確認要領書を提出し、監督員の承諾を得ること。

履行確認要領書には、履行確認する対象機器の外観、形状、寸法、機能等の確認項目、管理値等の判断基準及び使用計測機器の管理記録等を記すこと。

⑷　業務完了時

業務完了時に次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア　業務報告書

業務報告書は、次の⑺～⑾の内容を明記し、⑷については、「第２委託内容」の項目ごとに構成すること。（□１部提出、■２部提出、□＿部提出）

⑺　実施工程表（様式３）

⑷　作業報告

ａ　作業日時

ｂ　作業内容

ｃ　所見

d　作業記録写真

⒜　作業の進行状況（整備前、整備中、整備後）に応じて作業種別ごとに撮影し、年月日、説明等を書き加えて整理すること。

なお、写真の被写体は、点検の結果（機器の損傷、消耗品の摩耗状況等）がわかるように撮影すること。

⒝　原則、デジタル写真とし、色彩はカラーとする。

⒞　有効画素数は、１００万画素程度から３００万画素程度とし、大きさはＬ版（サービスサイズ）程度とし、着手時に提出されているＡ４パンチファイルに綴じることのできる方式であること。

⒟　これにより難い場合は、監督員と協議すること。

⑺　災害防止報告

⑻　前各号（⑺～⑺）に係る電子ファイル（■提出、□提出不要）

CD 又は DVD１枚に書き込み、Ａ４パンチファイルに綴ることのできる CD リフィル（CD ポケット）に格納して提出すること。

イ　業務完了届（様式６）

ウ　請求書（京都市請求書標準様式による。以下のサイトの様式を使用すること。(https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/page/0000300554.html)」）

14　履行確認等

⑴　試運転確認

整備完了時に監督員が指示した場合は、現場代理人立会いのもと、機器単体の試運転及び他の委託業者等も立会いのもとプラント設備（関連設備）の総合的な試運転を行うものとする。

⑵　中間履行確認

業務等履行中において監督員が指示した場合は、現場代理人立会いのもと中間履行確認を実施するものとする。

⑶　完了時履行確認

受注者は、業務完了時に業務報告書を提出し、現場代理人立会いのもと監督員による履行確認を受けるものとする。

15　支払い条件

支払回数は業務完了後の一括支払いとし、前払金の支払は行わない。

16　秘密の保持

⑴　秘密保持の義務

本市及び受注者は、本委託業務等を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らす及び他の目的に使用してはならない。本委託業務等の履行に当たる受注者の従事者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

⑵　契約終了又は解除の場合

前項の規定は、契約が終了又は解除された後においても同様とする。

17　疑義等

業務上発生した疑義については、協議のうえ対処するものとする。

18　環境マネジメントシステム

当施設は、環境マネジメントシステムに基づいた環境保全の取組を進めており、受注者は業務遂行にあたり環境マネジメントマニュアル及びそれに係る文書類の内容を事前に確認し、その取組に協力すること。

第２　委託内容

東北部クリーンセンターでは、市民が直接持ち込むごみ、事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者が許可車両以外でクリーンセンターに直接持ち込むごみを「持込ごみ」として受け入れている。持ち込まれたごみに充電式電池等の不適物が混入していないか等は、入口計量棟で搬入物を確認する際、また、プラットホームで搬入者が投棄を行う際にも目視で可能な限り確認を行っているが、隠れた不適物等を原因とした発火事故が処理過程において多発している。

本委託は、持込ごみに混入する不適物の発見と不適正排出の抑制及び啓発を行うことにより火災リスクの軽減を図り、人的安全と市民生活を確保することを目的として、搬入物を詳細に確認・監視するためのカメラ及び録画装置、モニタ等を新たに整備するものである。また、既設の監視カメラ設備及びネットワークと接続し、事務所棟や破砕中央制御室においても監視対応が可能なようにする。

１　監視カメラ整備

搬入物を監視するため、監視カメラ及び録画装置、モニタ等の設置、機器の接続に必要な配管配線等の敷設を行う。

⑴　整備内容

ア	監視カメラの設置	９台
イ	録画装置の設置	１台
ウ	カメラ給電装置の設置	１台
エ	監視用モニタの設置	２台
オ	既存カメラネットワーク（NW）接続装置の設置	１式
カ	遠隔監視装置の設置	１式
キ	配管配線等の敷設	１式
ク	設定、試運転調整	１式

⑵　使用機器、部材

	機器・部材名	仕様・型式	数量
ア	監視カメラ	1. 屋外用バレット型ネットワークカメラ 有効画素数：800 万画素以上 画像解像度：最大 3840×2160（4K UHD） 最低被写体照度：0.2 lx 以上（カラー） 画角：水平約 32～110°、垂直約 18～57°、対角約 37～134° ズーム比：5 倍以上（電動バリフォーカル、オートアイリス） 最大フレームレート：3840×2160（30ips） 使用温度範囲：-40℃～＋55℃、湿度～90％ 防水防塵、耐衝撃等級：IP67、IK10 電　源：PoE 給電 その他： ・赤外線照射（照射距離約 40m）可能なこと。 ・プライバシーマスク（マスキング）機能を有すること。	９台

		・NDAA 準拠品であること。 ・日本製とし、製造者による保証期間は 3 年とする。 ＜参考型番＞ ㈱ジャパン・セキュリティシステム JS-CW4040S 2. カメラ取付金物 その他、取付に必要な金具・ボックス類を含む。	
イ	録画装置	1. ネットワークビデオレコーダ 映像入力：16CH 解 像 度：最大 3840×2160（4K UHD） HDD 容 量：20TB 映像出力端子：HDMI そ の 他： ・画面表示は１画面、分割画面の表示が可能であること。(リアルタイム、録画再生時) ・ネットワークを介して遠隔監視操作が可能であること。 ・操作はマウスにて行えること。 ・録画は、24 時間常時録画、スケジュール設定による録画が選択可能であること。 ・再生は、日時選択による検索が可能なこと。 ・NDAA 準拠品であること。 ・日本製とし、製造者による保証期間は 3 年とする。 ＜参考型番＞ ㈱ジャパン・セキュリティシステム JS-RW5016A-20	１台
ウ	カメラ用給電装置	1. スイッチング HUB ギガビット対応、PoE 給電対応 その他： ・PoE 給電能力は全てのカメラの駆動に必要な容量を満たし、かつ常時安定稼働の為、余裕のあるものとすること。 ＜参考型番＞ ㈱ジャパン・セキュリティシステム RT-POE1602	１台
エ	監視用モニタ	1. 液晶モニタ 画面サイズ：43 インチ相当 画面解像度：最大 3840×2160（4K UHD） 映像入力端子：HDMI その他： ・24 時間の連続稼働に対応できること。 ・モニタスタンド共 ＜参考型番＞ シャープ㈱　PN-M432	２台

オ	既存 カメラネットワーク（NW）接続装置	1. スイッチング HUB ギガビット対応、PoE 給電対応 その他： ・PoE 給電能力は、接続するタイムサーバの駆動に必要な容量を満たし、かつ、常時安定稼働の為、余裕のあるものとすること。 ＜参考型番＞ ヤマハ㈱　SWX2110P-8G 2. タイムサーバ ・GPS からの時刻情報を自動で受信し、接続したネットワーク機器の時刻補正機能を有すること。 ・停電などにより電源が切れた際は、自動的に時刻を同期する機能を有すること。 ＜参考型番＞ ㈱タカコム　GPS タイムサーバ　TSG-100	1 式
カ	遠隔監視装置	1. 遠隔監視端末（ノート型パソコン） OS：Windows11 Pro 64 ビット、メモリ：16GB、SSD：512GB、15.6 型 TFT 液晶、バッテリー内蔵、HDMI 出力端子付、その他必要な付属品含む。 その他： ・監視操作に十分な性能を有すること。 ＜参考型番＞ Dynabook㈱　A6BW5AL88GTA 2. スイッチング HUB ギガビット対応 ＜参考型番＞ ヤマハ㈱　SWX2110-5G	1 式
キ	配管配線等	・LAN ケーブル（屋外型 UTP Cat6） ・電源ケーブル（VVF ケーブル） ・メッセンジャーワイヤー ・必要な箇所のケーブル保護、支持固定 ・敷設に必要な壁及び天井部の貫通補修 ・その他必要な材料、ボックス等	1 式

⑶　使用機械器具

ア　高所作業車　　1 式

⑷　設置、敷設に関する特記事項

ア　監視カメラ

- 設置場所は、投入扉向かいの壁（搬送コンベアの上部壁）とし、荷と荷下ろし状況を映すものとする。
- カメラの向きや映す範囲、マスキングを行う箇所については、協議のうえ決定すること。
- 落下防止対策（ワイヤー等の取付）を行うこと。

イ　録画装置　及び、ウ　カメラ用給電装置

・ 設置場所は、入口計量室内とする。
・ 各機器の電源は、３階通路の分電盤の空きブレーカーから取り出すものとし、分電盤から計量室内までケーブルを敷設のうえ､計量室内にコンセントを設置すること。必要に応じ、電源タップを用意すること。

エ　監視用モニタ

・ 設置場所は、入口計量室及び事務室とする。
・ モニタスタンド共とし、転倒防止対策を行うこと。

オ　既存カメラネットワーク（NW）接続装置

・ 設置場所は、既設設備との接続や時刻情報の受信に最適な位置を検討のうえ、設置のこと。
・ 設置場所に応じ、プラスチックボックス等に収納のこと。
・ 新設するスイッチング HUB は、破砕中央制御室送りのカメラ用 LAN ネットワークのスイッチング HUB（3 階通路に設置）と、事務所へのカメラ用無線 LAN ネットワークのスイッチング HUB（5 階屋外退出スロープに設置）に接続すること。

カ　遠隔監視装置

・ 設置場所は、事務所とする。
・ 新設するスイッチング HUB を既設のカメラ用無線 LAN ネットワークに接続し、遠隔監視端末にて､新設するカメラに加え､既存のカメラ映像の監視操作ができること。
・ 遠隔監視端末の HDMI 端子に監視用モニタを接続し、画面の拡張ができること。
・ 遠隔監視端末には、セキュリティワイヤーを取り付けること。
・ 既設の遠隔監視端末（5 階破砕中央制御室）においても、カメラ映像の監視操作ができるよう、遠隔監視用アプリケーションのインストール及び設定等を行うこと。

キ　配管配線等

・ ケーブルは、適切な方法で敷設、固定を行うこと。また、保護を行う必要がある場合は、電線管等に収めること。架空ケーブルはメッセンジャーワイヤーで支持のこと。
・ 敷設経路については十分に調査を行い、敷設前に経路図を提出すること。
・ 壁等の貫通部は適切に補修を行うこと。

ク　設定、試運転調整

・ 既設カメラとの接続調整については､既設カメラの保守業者と調整を図り行うこと。
・ 新設するカメラと既設カメラのネットワーク IP アドレスは、分けて設定すること。
・ IP アドレスは、固定とすること。
・ 既設カメラ設備に影響を与えないこと。

2　その他

⑴　別紙、平面図及び機器構成図を参考とすること。

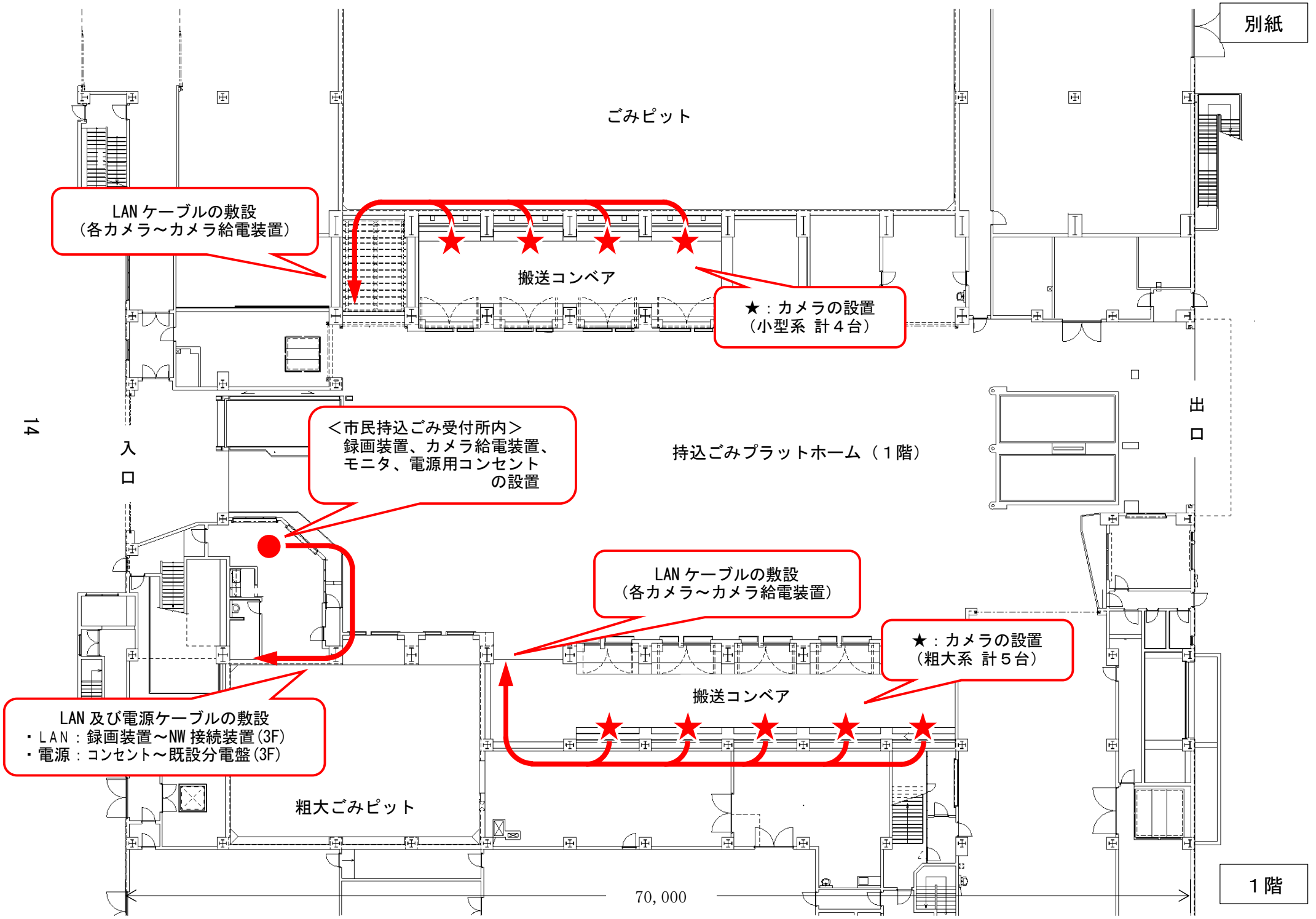
⑵　プラットホームは受入れ時間中、絶えず持込ごみの搬入があり、車両、人ともに錯綜する。また、カメラの設置場所は、時間中は常に動いている搬送コンベア上となる。このため、高所作業車を用いた作業（カメラの設置、一部の配管配線の敷設）や受付所内

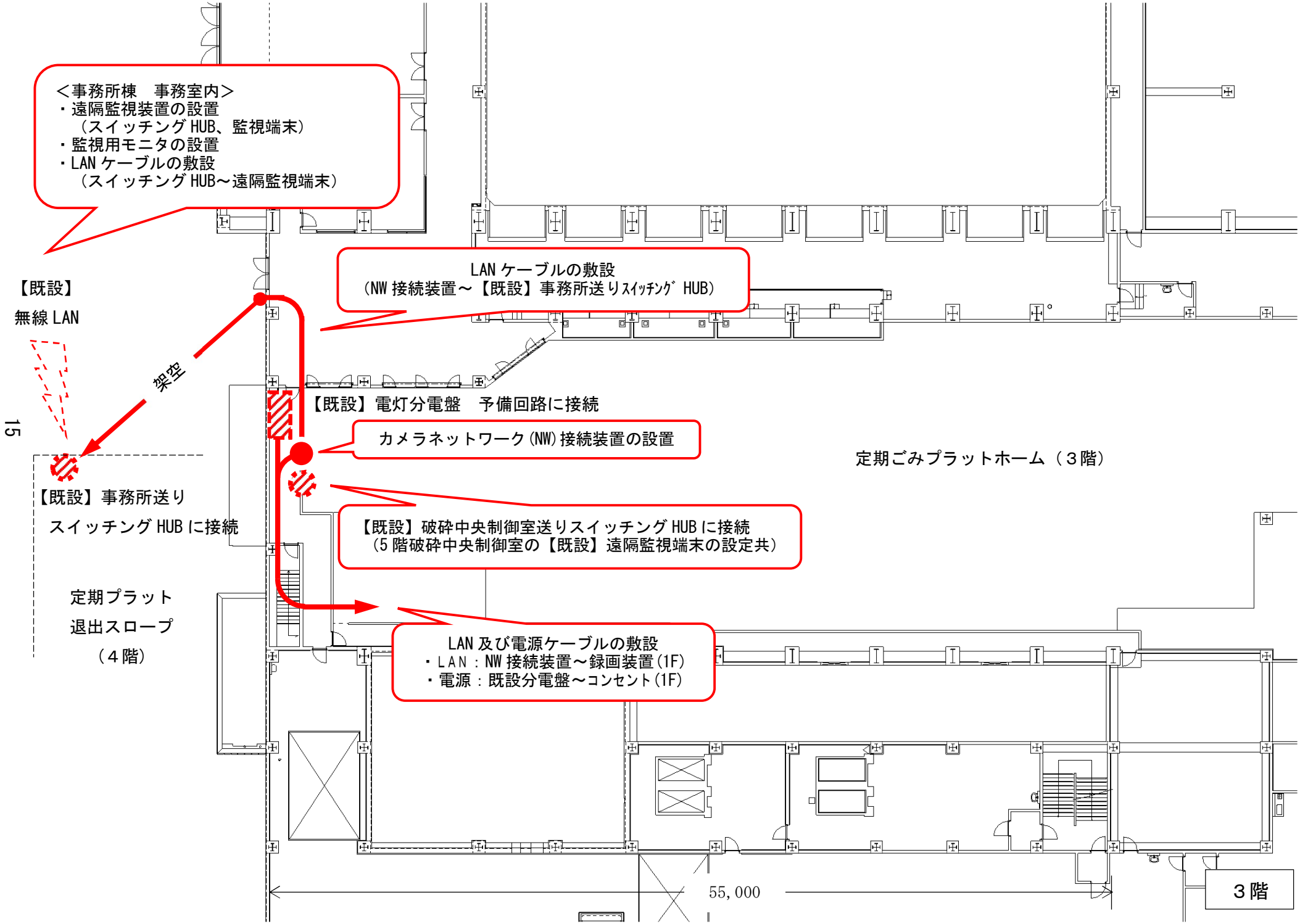
での作業は、持込ごみの受入れ日（月曜から金曜、第２、第４土曜日）以外、もしくは受付時間（午前９時から午後４時３０分まで）以外で行うことを原則とするが、詳細は協議による。

⑶　通路から行える作業（一部を除く配管配線の敷設）については、受入れ日、受付時間内でも可能とするが、作業により、受付業務及び市民生活の支障とならないようにすること。

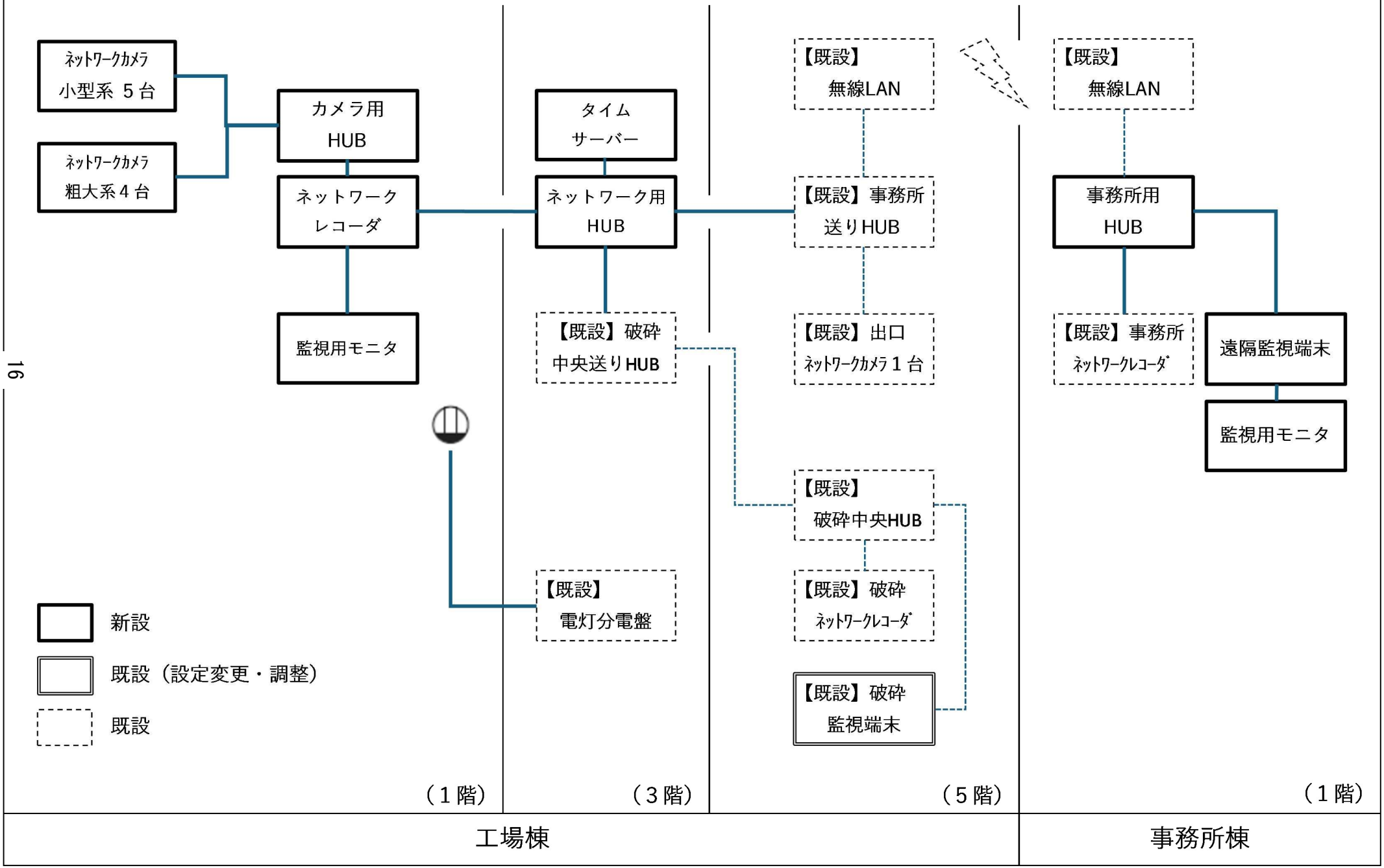
⑷　本業務の範囲は、設計、整備、試運転調整の一切とする。

⑸　仕様書に疑義が生じた場合や、明記なき事項については、協議のうえ決定を行うこと。


別紙
ごみピット
LAN ケーブルの敷設
（各カメラ～カメラ給電装置）
搬送コンベア
★：カメラの設置
（小型系 計４台）
14
入口
＜市民持込ごみ受付所内＞
録画装置、カメラ給電装置、
モニタ、電源用コンセント
の設置
持込ごみプラットホーム（１階）
出口
LAN ケーブルの敷設
（各カメラ～カメラ給電装置）
★：カメラの設置
（粗大系 計５台）
搬送コンベア
LAN 及び電源ケーブルの敷設
・LAN：録画装置～NW 接続装置(3F)
・電源：コンセント～既設分電盤(3F)
粗大ごみピット
70,000
１階


＜事務所棟　事務室内＞
・遠隔監視装置の設置
（スイッチング HUB、監視端末）
・監視用モニタの設置
・LAN ケーブルの敷設
（スイッチング HUB～遠隔監視端末）
LAN ケーブルの敷設
（NW 接続装置～【既設】事務所送りｽｲｯﾁﾝｸﾞ HUB）
【既設】
無線 LAN
架空
【既設】電灯分電盤　予備回路に接続
カメラネットワーク(NW)接続装置の設置
定期ごみプラットホーム（３階）
【既設】事務所送り
スイッチング HUB に接続
【既設】破砕中央制御室送りスイッチング HUB に接続
（5 階破砕中央制御室の【既設】遠隔監視端末の設定共）
定期プラット
退出スロープ
（４階）
LAN 及び電源ケーブルの敷設
・LAN：NW 接続装置～録画装置(1F)
・電源：既設分電盤～コンセント(1F)
55,000
３階

機器・配線系統図


ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾒﾗ
小型系 5 台
ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾒﾗ
粗大系 4 台
カメラ用
HUB
ネットワーク
レコーダ
監視用モニタ
タイム
サーバー
ネットワーク用
HUB
【既設】破砕
中央送りHUB
【既設】
電灯分電盤
【既設】
無線LAN
【既設】事務所
送りHUB
【既設】出口
ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾒﾗ 1 台
【既設】
破砕中央HUB
【既設】破砕
ﾈｯﾄﾜｰｸﾚｺｰﾀﾞ
【既設】破砕
監視端末
【既設】
無線LAN
事務所用
HUB
【既設】事務所
ﾈｯﾄﾜｰｸﾚｺｰﾀﾞ
遠隔監視端末
監視用モニタ
新設
既設（設定変更・調整）
既設
（1 階）
（3 階）
（5 階）
（1 階）
工場棟
事務所棟

（様式１）

現場代理人、安全管理者　通知書・変更通知書

令和　　年　　月　　日

京　都　市　長

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり現場代理人、安全管理者を決定・変更したので、経歴書を添えて通知します。

記

委 託 業 務 等 名

履　行　場　所

現 場 代 理 人
安 全 管 理 者

（様式２）

現場代理人、安全管理者　経歴書

令和　　年　　月　　日

京　都　市　長

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名

氏　　名

住　　所

生　年　月　日　　年　　月　　日

学　　歴　　年　　月　　卒業

資　　格

職歴・業務履歴

（様式３）

予定、変更予定、実施　工程表

令和　　年　　月　　日

京　都　市　長

委託業務等名

履　行　場　所

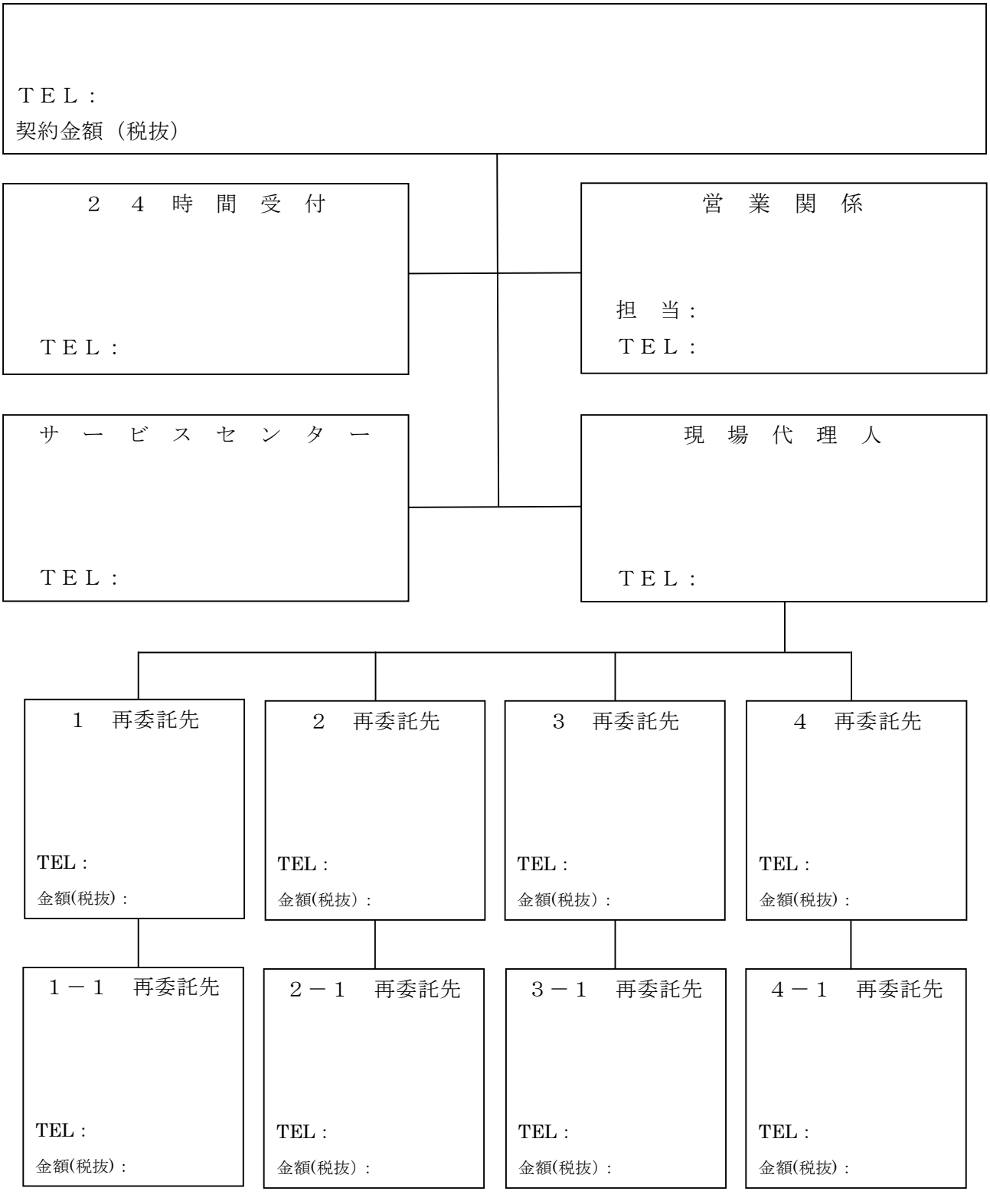
住　　所
商号又は名称
代　表　者　名

業　務　内　容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

（様式４）

体　　制　　表

委託業務等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿



（様式５）

再委託承諾申請書

令和　　年　　月　　日

京　都　市　長

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

１　委託業務等名

２　再委託の内容

３　再委託の相手方　「　」

⑴　商号又は名称

⑵　代表者の職・氏名

⑶　所在地

⑷　電話番号

⑸　再委託予定金額　　（税抜き及び再委託割合を明記すること）
　　再委託割合

⑹　業種

（様式６）

業　務　完　了　届

令和　　年　　月　　日

京　都　市　長

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり委託業務等が完了しましたので通知します。

記

委 託 業 務 等 名

履　行　場　所

履　行　期　間

委　　託　　料

完 了 年 月 日